

○設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示

平成十七年七月四日 文部科学省告示第九十四号

最終改正：令和元年七月一日 原子力規制委員会告示第四号

(外部被ばくに係る線量限度)

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十四条の三第一項第一号イの原子力規制委員会が定める線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。

(線量の算定に用いる年間使用時間)

第二条 規則第十四条の三第一項第一号イの原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める時間数は、別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素装備機器の種類に応じ、同表の第二欄に定める時間数とする。

(放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める規格)

第三条 規則第十四条の三第一項第一号ニの原子力規制委員会が放射性同位元素装備機器の種類ごとに定める規格は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z 四八二一一に定める等級であって、次の各号に掲げる放射性同位元素装備機器の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器 別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素装備機器の種類に応じ、同表の第三欄に掲げる等級
- 二 特定設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器 別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素装備機器の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる等級

別表第一

第一欄		第二欄	第三欄				
放射性同位元素装備機器の種類		時間数	等級				
			温度	圧力	衝撃	振動	パンク
厚さ計、密度計、水分計その他の計測又は分析に	中性子線又は二百キロ電子ボルトを超えるエネルギーを有するガンマ線及びエックス線を利用する放射性同	百	四	三	三	三	三

用いる放射性同位元素 装備機器	位元素装備機器であって、放射性同位元素が放射性同位元素装備機器に固定されている容器に収納されているもの（気体状の放射性同位元素のみが装備されているものを除く。）						
	中性子線又は二百キロ電子ボルトを超えるエネルギーを有するガンマ線及びエックス線を利用する放射性同位元素装備機器であって、放射性同位元素が支持具により固定されているもの（気体状の放射性同位元素のみが装備されているものを除く。）	百	四	三	二	三	二
	アルファ線、ベータ線又は二百キロ電子ボルト以下のエネルギーを有するガンマ線及びエックス線を利用する放射性同位元素装備機器（気体状の放射性同位元素のみが装備されているものを除く。）	百	三	三	二	二	二
	クリプトン八十五その他の気体状の放射性同位元素のみが装備されている放射性同位元素装備機器	百	三	二	二	二	一
空気又はガスの電離に	ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディ	百	三	二	二	一	一

用いる放射性同位元素 装備機器	テクタ その他の放射性同位元素装 備機器	百	二	二	二	二	二
放射線を検 出する装置 の校正又は 動作点検に 用いる放射性同位元素 装備機器	装備されている放射性同位 元素の数量が一メガベクレ ルを超える放射性同位元素 装備機器	二十五	二	二	二	一	二
用いる放射性同位元素 装備機器	装備されている放射性同位 元素の数量が一メガベクレ ル以下の放射性同位元素装 備機器	二十五	一	一	一	一	一

別表第二

第一欄	第二欄				
放射性同位元素装備機器の種類	等級				
	温度	圧力	衝撃	振動	パンク
煙感知器	三	二	二	二	二
レーダー受信部切替放電管	三	二	二	二	二
集電式電位測定器	三	二	二	二	二
熱粒子化式センサー	三	二	二	二	二